

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	寄附金税額控除(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、ふるさと納税ワンストップ特例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

塩竈市長

公表日

令和7年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと納税業務管理システム(ふるさと納税do)、eLTAX(地方税ポータルシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部財政課
②所属長の役職名	財政課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 Tel:022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政課 宮城県塩竈市旭町1番1号 Tel:022-355-5782
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの登録は、申請者本人からのマイナンバーの提供による取得のみによって行っている。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分にしている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限を整理し、適切な運用を行っている。 執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、端末は、使用時以外は施錠できるキャビネットに保管し、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	I-1③システム名称	表計算ソフト(Excel)による管理	ふるさと納税業務管理システム	事後	
令和5年3月20日	I-5①部署	市民総務部財政課	総務部財政課	事後	
令和5年3月20日	I-7請求先	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 Tel:022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 Tel:022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	II-1. いつの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	II-2. いつの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和5年3月20日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	
令和5年8月10日	II-1. いつの時点の計数か	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	
令和5年8月10日	II-2. いつの時点の計数か	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	II-1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年7月5日	II-1. いつの時点の計数か	令和5年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	II-2. いつの時点の計数か	令和5年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、第3項、第19条第2号・別表第一の16の項	番号法第9条第1項・別表の24の項	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和7年2月14日	I-1③システム名称	ふるさと納税業務管理システム	ふるさと納税業務管理システム(ふるさと納税do)、eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	
令和7年2月14日	II-1. いつの時点の計数か	令和6年4月30日時点	令和6年12月31日時点	事後	
令和7年2月14日	II-2. いつの時点の計数か	令和6年4月30日時点	令和6年12月31日時点	事後	
令和7年2月14日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	
令和7年2月14日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転	なし	十分である	事後	
令和7年2月14日	IV-6. 情報提供ネットワークとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年2月14日	IV-6. 情報提供ネットワークとの接続	十分である	なし	事後	